

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和4年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年6月7日

石川県監査委員	善田 善彦
同	川 裕一郎
同	山本 次作
同	奥村 豊美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監査の結果
飯田高等学校	令和4年5月17日	令和3年3月1日～ 令和4年1月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
能登高等学校	〃	〃	〃
図書館	令和4年5月23日	〃	〃
生涯学習センター	〃	令和3年2月1日～ 令和4年2月末日	〃
工業試験場	〃	令和3年4月1日～ 令和4年3月末日	〃
輪島漆芸技術研修所	令和4年5月25日	〃	〃
輪島高等学校	〃	令和3年3月1日～ 令和4年2月末日	〃
手取川水道事務所	令和4年5月27日	令和3年4月1日～ 令和4年3月末日	〃
鶴来高等学校	〃	令和3年2月1日～ 令和4年1月末日	〃